平成２８年８月大木町農業委員会
総会議事録

１．開催日時　　平成２８年８月１０日（水）午前９時３０分から午前１０時４０分

２．開催場所　　大木町役場　３階　第１会議室

３．総会構成人員現在総数　　１５名

４．出席委員　（１５名）

１番　小畠　裕司
２番　熊丸　　渡
３番　田中　博己
５番　荒巻　利三
６番　野口　俊夫
７番　松永　一完
８番　眞崎　萬次
９番　池田　久生
１０番　久良木勝昌
１１番　真辺　恵子
１２番　松永　靜義
１３番　古賀　良隆
１４番　池田　英昭
１５番　野口　壽格
１６番　水落　　愃　　（会長）

５．欠席委員　（０名）

６．農業委員会事務局職員

事務局長　北島　克彦
係長　　古賀　利治
書記　　石川　　剛

７．議事内容

１．議事

１）農地法第１８条第６項の規定による通知について
２）農地法第３条の許可申請について
３）農地法第４条第１項の許可申請について
４）大木町農用地利用集積計画の決定について

８．会議の概要

議　長　　みなさん、おはようございます。
梅雨が明けてから２０日以上猛烈な暑さが続いております。またこれから８月いっぱいまで、ずっと猛暑が続くといわれております。どうか健康管理には十分留意をお願いしたいと思います。
大木町農業委員会会議規則第６条の規定により、委員の全員が出席されておりますので、本日の総会が成立していることを報告いたします。

では、ただいまより、８月の農業委員会総会を開催いたします。
携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードへの設定をお願いいたします。
本日の議事録署名人を、８番委員　眞崎委員、９番委員　池田久生委員にお願いいたします。

早速議案に入りたいと思います議案第１号「農地法第１８条第６項の規定による通知について」を議題といたします。
事務局の朗読説明を求めます。

事務局　　（　朗読説明「省略」　）

議　長　　事務局の朗読説明が終わりました。
通知ではございますが、何か質疑がありましたらお願いいたします。

各委員　　（　意見なし　）

議　長　　ございませんか。

各委員　　（　意見なし　）

議　長　　意見もないようでしたら、質疑を終わります。
議案第１号の通知を終わります。
次に、議案第２号「農地法第３条の許可申請について」を議題といたします。整理番号１番を議題といたします。事務局の朗読説明を求めます。

事務局　　（　朗読説明「省略」　）

農地法第３条第２項の各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えております。

議　長　　事務局の朗読説明が終わりました。
地元委員の池田久生委員の意見をお願いいたします。

池田委員　　ただ今事務局からの説明の通りで、この田んぼは〇〇さんの自宅のすぐ東側にあり、今までも〇〇さんが耕作しておられました。これからも、今まで同様〇〇さんに耕作していただくのが一番良いと思っておりますので、審議よろしくお願いします。

議　長　　地元委員の意見はお聞きのとおりでございます。質疑に入ります。
皆さんの意見をお願いします。

各委員　　（　意見なし　）

議　長　　意見もないようですので、質疑を終わります。採決いたします。
整理番号1番を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

各委員　　（　全員挙手　）

議　長　　全員賛成と認め、整理番号１番を承認することに決定いたします。
次に、議案第３号「農地法第４条第１項の許可申請について」を議題といたします。
整理番号１番を議題といたします。事務局の朗読説明を求めます。

事務局　　（　朗読説明「省略」　）
こちらの農地種別につきましては駅の改札から３００メートル以内ということで第３種農地ということになっておりますので、原則転用可という種別の農地になります。

議　長　　事務局の朗読説明が終わりました。現地調査の結果について、現地調査委員の眞崎委員の意見をお願いいたします。

眞崎委員　　８月８日に、池田委員と事務局と４名で現地調査を行いました。まず管理の状況でございますが、一応畑ということで管理をされておりまして、若干の雑草が生えておりましたけども、問題ないような管理をされている現状でございます。周囲の状況につきましては、先ほど事務局から説明があったとおりで、何の障害もない状況でございます。それと境界にはブロックが積んであり、隣接との境界のトラブルは全くない状況でございます。それからもう一点は、道路接続の関係で準都市計画法ですか、それに基づいて道路幅員が４メートル以上ないと建設許可が下りないということになっておりますので、この土地につきましては若干幅員が不足だということで、道路の部分についてはセットバックという形で申請をされるということになっております。その申請の内容につきましては、寄付採納か自己管理かということについては、まだわかりませんがそのような状況で管理をされるということでございます。現地調査をした結果何の問題もないということでございますので、みなさんのご審議をよろしくお願いしたいと思います。

議　長　　現地調査の結果については、眞崎委員が言われたとおりでございまして、地元委員の意見ですございますが、私が地元を担当しておりますのでご説明したいと思います。
ただいま事務局並びに現地調査委員さんの詳細なる説明があったとおりでございまして、問題はなかろうかと思いますので、十分なる審議をお願いいたします。

議　長　　現地調査並びに地元委員の意見はお聞きのとおりでございます。
質疑に入ります。皆さんの意見をお願い致します。

各委員　　（　意見なし　）

議　長　　ございませんでしょうか。

各委員　　（　意見なし　）

議　長　　意見もないようですので、質疑を終わります。採決いたします。
整理番号１番を承認することに賛成の方は挙手願います。

各委員　　（　全員挙手　）

議　長　　全員賛成と認め、整理番号１番を承認することに決定いたします。

事務局　　議長すいません、先ほどセットバックのことについて言われましたので補足説明してよろしいでしょうか。

議　長　　はい、それではお願いします。

事務局　　農地の転用という部分とは関係がないわけではないのですが、先ほど眞崎委員からセットバックというお話がありましたけども、これは建築基準法で前面の道路の幅員が４メートルないとその部分は後退しないといけないということで、道路の中心線から２メートルずつ後退しなければなりません。今現地は３メートルぐらい幅員がございますので、５０センチぐらいがセットバックのラインになると思いますけども、一応そのような制度がございます。セットバック用地の町の取り扱いについては、建築確認の際に自己で管理をされるのか寄付採納されるのかを建設水道課の方で確認をとっている状況でございますので、参考のために報告させていただきます。

議　長　　ただいま事務局から補足説明があったとおりでございます。
次に、議案第４号「大木町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局の朗読説明を求めます。

事務局　　この件につきましては、本日承認をいただきましたら、８月１５日月曜日に公告をする予定でございます。
（　朗読説明「省略」　）
（　農地中間管理事業関係　）

議　長　　事務局の朗読説明が終わりました。
質疑に入ります。皆さんの意見をお願いします。

田中委員　よろしいでしょうか。

議　長　はい、田中委員。

田中委員　２０ページの上白垣の分で存続期間が３年となっておりますけども、原則として１０年以上ということではなかったでしょうか。

議　長　事務局お願いします。

事務局　農地中間管理機構を通じて〇〇は現在１０年貸し出しをされておりますけども、期間について規定はございません。昨年までは１０年貸せば離農した時に国から給付金がもらえるということで期間を１０年にされたケースが多かったのですが、今年度につきましては国の基準が変わりまして、集落営農組織に預けてあった田んぼについては離農とみなさないということになりました。個人の離農に対して、国が面積に応じて給付金があったのですが、今年度についてはほとんどもらえないという状況になっております。なぜ上白垣については３年にされているのかというと、県の給付金の制度がありまして、これが最低３年間貸し出せば、金額は１反あたり１万円程度と金額が少なくなりますが県の給付金の制度が使えるということで、上白垣につきましてはその給付金を最低もらえる程度で一度中間管理機構と契約をして、その後中間管理機構を通して再契約をするのか、町の利用権設定で法人とそれぞれの個人とで契約をするのかまだ決めかねているということで、今回１０年間という長い期間ではなく、とりあえず３年間契約をして今後検討をしていくということで、今回３年間で契約をされている状況でございます。

議　長　田中委員、ほかにございます。

田中委員　協力金の交付については、今回の分から支給されないということでしょうか。

議　長　事務局から詳しく説明をお願いします。

事務局　基本的には先ほど説明したとおりでございます。国の制度改正で昨年までは集落営農の構成員も一旦田んぼを法人に投げ出せば経営転換をするんだという見方で交付金が各出し手に支払われておりましたが、その解釈が今年度から変わりまして、そもそも集落営農でやっていたのであれば経営転換でないでしょうという解釈となりまして、結局そのような方々には経営転換協力金が交付されないという解釈になったということでございます。

池田久生委員　よろしいでしょうか。

議　長　　はい、池田委員。

池田久生委員　　経営転換協力金とは別に集積協力金というのがありましたよね。その地域の面積の割合で、中間管理機構に多く貸し出すと支給されるというものですが、その制度はどのようになっておりますか。

事務局　　これについては制度としてはもちろん残っておりますが、そもそも制度発足当時から２７年までにしたら単価がいくらと、それがどんどん目減りしていき単価が安くなってきております。

議　長　　よろしいでしょうか。

池田久生委員　　はい。

議　長　　ほかにございませんか。

田中委員　　団体の方には支給されるということですか？

議　長　　事務局お願いします。

事務局　　いま池田委員から質問がありました地域集積協力金というもので、地域の面積の内、どれだけの面積を集積したかという地域集積協力金についてはあります。ただ単価が下がっているということです。

田中委員　　では先ほどの貸出期間の１０年と３年による違いというのはあるんですか。

事務局　　再三の繰り返しになりますけども、昨年までは各個人が経営転換協力金をもらう要件として１０年以上預けるというのが元々ありましたが、今回受給要件が変わったということで、今回３年というのが県の補助金で地域の担い手に農地を集積するという国と同じような県の事業なんですが、それに対して１反当たり１万円とか１万５千円とか単価があるんですが、それを最低３年間貸し出すことによって交付しますという制度があるので、そちらに載せている関係で３年にしているということです。この制度は３年以上なので、他の法人さんもこの県の補助金をもらえるところは請求をしますし、新規の方であれば国の制度の経営転換協力金の請求をします。

議　長　　よろしいでしょうか。

野口俊夫委員　　すいません。

議　長　　はい、野口委員。

野口俊夫委員	３年経過した後に継続した場合、補助金は出ないのですか。
議　長	事務局お願いします。
事務局	先ほど申しました最低３年というのは県の事業です。県の事業については元々用件として過去に一度もらったほ場については再交付しないとなっておりますので、更新しようがしまいが補助金はそれっきりということになります。
議　長	よろしいでしょうか。
野口俊夫委員	はい。
議　長	また疑問がありましたら事務局長がおりますので聞いていただきたいと思います。 それでは意見もないようですので、質疑を終わります。採決いたします。 議案第４号を承認することに賛成の方は挙手願います。
各委員	（　全員挙手　）
議　長	全員賛成と認め、議案第４号を承認することに決定いたします。 これをもちまして農業委員会総会を閉会いたします。どうもありがとうございました。